

平成三十年一月二十九日提出  
質問 第三三八号

生活保護費の見直しによる低所得世帯への様々な影響に関する質問主意書

提出者 山井和則

## 生活保護費の見直しによる低所得世帯への様々な影響に関する質問主意書

政府は、生活保護費を見直し、二〇一八年十月から適用するとしています。

この点に関し、以下、質問します。

一 今回の生活保護基準の引き下げに連動して、縮小する可能性がある低所得者の支援策を政府は把握していますか。支援策が縮小されても低所得者への支援は十分と考えますか。

二 三年前の生活保護基準の引き下げの際にも、他制度への連動が問題になり、政府は他制度への連動を最小限にすると約束したが、その結果、連動を完全にストップすることができた他制度を政府は把握していますか。また、把握していないとすれば、生活保護基準の引き下げは低所得者への様々な支援策に影響があると考えられることから、今回の生活保護基準引き下げは時期尚早ではありませんか。

三 過去三回の就学援助実施状況調査の中で、平成二十七年度以降、旧生活保護基準（平成二十五年以前の基準）を用いて影響がないように対応している市区町村の数と名称を把握していますか。また、そうした対応に対する政府の見解を示して下さい。

四 過去三回の就学援助実施状況調査の中で、旧生活保護基準（平成二十五年以前の基準）以外の基準（平

成二十六年又は平成二十七年の基準）を用いて影響がないように対応している市区町村の数と名称を把握していますか。また、そうした対応に対する政府の見解を示して下さい。

五 過去三回の就学援助実施状況調査の中で、生活保護基準に掛ける係数を緩和し、影響がないように対応している市区町村の数と名称を把握していますか。また、そうした対応に対する政府の見解を示して下さい。

六 過去三回の就学援助実施状況調査の中で、その他の認定基準を用いて、影響がないように対応している市区町村の数と名称を把握していますか。また、そうした対応に対する政府の見解を示して下さい。

七 過去三回の就学援助実施状況調査の中で、生活保護基準の見直しに対応していないと回答した市区町村の数、名称及び影響があった人数をそれぞれ把握していますか。また、この状況に対する政府の見解を示して下さい。

八 過去三回の就学援助実施状況調査の中で、「影響があった者はいない」と回答した市区町村の数、名称を把握していますか。

九 過去三回の就学援助実施状況調査の中で、影響が不明の市区町村の数、名称を把握していますか。

十 三から九について、影響があつた、あるいは影響が不明という市区町村においては、生活保護基準の引き下げにより、子どもの貧困対策が後退している恐れがあるが、問題ではないか。

十一 今回の生活保護基準の引き下げに連動する他制度の変更により、支援策がカットされるといふ悪影響を受ける低所得者世帯は、何世帯くらいと推定していますか。十万世帯以上の可能性はありますか。百万世帯以上の可能性はありますか。可能性がないなら明確に否定して頂きたいし、否定されないなら、可能性があると受け止めさせて頂きます。

十二 今回の生活保護基準引き下げで、引き下げられる世帯は、段階的な引き下げが完了する三年後には、両親と子ども一人、二人、三人の世帯でそれぞれ最大で受給額は月にいくら引き下げられ、年間ではいくら引き下げられますか。同様にひとり親で子ども一人、二人、三人の世帯でそれぞれ最大で受給額は月にいくら引き下げられ、年間ではいくら引き下げられますか。

右質問する。